

鶴見大学紀要

第 59 号 第 4 部
人文・社会・自然科学編

目次

安政4年(1857)の脇荷貿易(Kambang Handel)について 石田 千尋	1
田谷洞窟の歴史と洞内レリーフについて —その芸術性と幕末期庶民信仰の一形態— 緒方 啓介	37
インダス文明の形成とバローチスターン文化(2) —新たな研究視点の模索 宗基 秀明	51
生命倫理の視点からみた徳川綱吉の治世についての研究 阿部 道生	99
まんだら堂やぐら群における塩類風化と現況 星野 玲子	109

THE BULLETIN OF TSURUMI UNIVERSITY

VOLUME 59

PART 4

STUDIES IN HUMANITIES, SOCIAL AND
NATURAL SCIENCES

FEBRUARY 2022

CONTENTS

Chihiro ISHIDA :

The Kambang Trade in 1857 (Ansei 4)

Keisuke OGATA :

The History of Taya Caves and Reliefs in the Cave:
a Form of Artistry and Common People's Belief at the End of the Edo Period

Hideaki SHUDAI :

The Formation of Indus Civilization and Balochistan Cultures: New Perspectives

Michio ABE :

Aspects of the Era of Tsunayoshi Tokugawa from the Perspective of Bioethics

Reiko HOSHINO :

Salt Weathering and Present Condition in the Mandarado Yagura Caves Dug as Tombs

鶴見大学紀要

第 59 号

第 4 部 人文・社会・自然科学編

鶴 見 大 学

鶴見大学紀要投稿規程

(趣旨)

第 1 条 鶴見大学（以下「大学」という。）および鶴見大学短期大学部（以下「短期大学部」という。）において研究または教育に従事する者の成果を紀要に公表することについて定めるものである。

(投稿資格)

第 2 条 紀要に投稿できる者は、原則として、大学および短期大学部において研究または教育に従事する者およびこれと共同で研究に従事する者とする。

(投稿原稿)

第 3 条 原稿は、未刊行のものに限る。定期刊行物（学術雑誌、商業雑誌、大学・研究所紀要など）や単行本として既刊、あるいは、これらに投稿中の原稿は本紀要に投稿できない。ただし、学会発表抄録や科学研究費などの研究報告書はその限りではない。

(紀要の部編)

第 4 条 紀要の部編は 4 種類とし、その邦文および欧文の標題は次のとおりとする。

一 鶴見大学紀要 第 1 部（日本語・日本文学編）

THE BULLETIN OF TSURUMI UNIVERSITY PART 1 (STUDIES IN JAPANESE LANGUAGE AND LITERATURE)

二 鶴見大学紀要 第 2 部（外国語・外国文学編）

THE BULLETIN OF TSURUMI UNIVERSITY PART 2 (STUDIES IN FOREIGN LANGUAGES AND LITERATURE)

三 鶴見大学紀要 第 3 部（保育・歯科衛生編）

THE BULLETIN OF TSURUMI UNIVERSITY PART 3 (STUDIES IN INFANT EDUCATION AND DENTAL HYGIENE)

四 鶴見大学紀要 第 4 部（人文・社会・自然科学編）

THE BULLETIN OF TSURUMI UNIVERSITY PART 4 (STUDIES IN HUMANITIES, SOCIAL AND NATURAL SCIENCES)

(発行の回数)

第 5 条 紀要は、年度内に 1 回発行することを原則とし、その時期は年度末 3 月とする。

(提出原稿)

第 6 条 原稿の作成は、紀要刊行内規で定められた投稿要綱に従うものとする。

(原稿の提出先)

第 7 条 原稿は、投稿する部編の紀要委員に提出するものとする。

(原稿の提出締切日)

第 8 条 原稿の提出締切日は、部編により別に定める。

(編集)

第 9 条 編集は、紀要委員会が行うものとする。

(別刷)

第 10 条 50部を超える別刷の費用は、著者が負担するものとする。

(著作権)

第 11 条 紀要の公開にともなう、複製権および公衆送信権に関わる著作権の行使は、原則として大学および短期大学部に帰属する。ただし、著者が自分の論文等を利用することは差し支えない。

二 論文等の全部あるいは大部分を他の著作物等に利用する場合には、その旨を大学および短期大学部に申し出ると共に、出典を明記する。また、一部分を利用する場合にも、文献あるいは図説の下に出典を明記する。

三 掲載された論文等の執筆内容が第三者の著作権を侵害するなどの指摘がなされた場合には、著者がその責任を負う。

附 則 この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

執筆 者

石田 千尋 (文学部教授・歴史学)
緒方 啓介 (文学部准教授・美術史学)
宗 基 秀明 (文学部教授・考古学)
阿 部 道生 (歯学部准教授・生物学)
星 野 玲子 (文学部教授・文化財科学)

鶴見大学紀要 第五十九号

第四部 人文・社会・自然科学編

令和四年 二月二二日 印刷

令和四年 二月二八日 発行

編集人 矢島 律子
木村 利夫
田 辺 良則

発行人 中 根 正 賢

144 0052 大田区蒲田四―四二―一

印刷所 株式会社東 プリ
電話・03 (3732) 四二五五

発行所 鶴 見 大 学

230 8501 横浜市鶴見区鶴見二―二三
電話・045 (581) 一〇〇一